

〔當代記〕慶長十二年五月十四日乙巳、駿河宮ガ崎町ニ^{○府中}火事出来、四五町失火、夜ルノ四時ナレバ、無^レ臈次入亂、財寶ヲウバイ取、總テ此比人ヲ猥討取、依之金ヲ札ニ被掛ケレ共、誰ガ仕事共未^レ申出。

〔憲の須佐美^三〕同じころ^{年ノ頃}延享三、遠州見付袋井の邊に、濱川庄藏と云者、仇名には日本左衛門と云、三十餘り、長五尺七八寸、強力にて、従ふもの五六百人といへり、所々押入て、強盜す、逆、盜賊役徳山五郎兵衛より、組の者を遣して、黨類數十人を捕けるに、庄藏は遁出て、逐轉せしかば、人相書を以て檢せられしが、冬の末にいたつて、京町奉行永井丹波守^{向方}殿へ出て、自認けるは、御尋の庄藏にて候、人相書にて御尋候得ば、隠れ申べき方もなし、あるひは自殺又溺死にても仕べく候へども、某を御尋に付て、歴々の御辛勞のだん承るゆへ罷出候、又士の禮にて、若黨などつれ、御門まで參候は、一人にて參りては、見咎られて捕れては、ぐち惜候故、如此禮に仕立罷出候、此上は重刑に處せられ候事、覺悟の上にて候と申ければ、繩を懸んとしけるに、強く搦は御無用にて候、いかやうに御搦にても、遁れんと存れば、心にまかせ候、又二十間退候へば、人手には懸り申さずと云けり、延享四年丁卯の春、江戸へ下し囚獄し、其手下の者共の捕置るを引出し見せけるに、平伏して尊貴人に仕るが如く、おそれ敬するとぞ、種々推問の上、汝遁れざる身なりとて、京町奉行所へ出たるは、さも有べし、見付宿にて捕し時、立退て程經て出ぬるは、心底に巧む所ありと見ゆ、又人の物を盗みたるにては、なく、貧なるゆへ富有の方に往て金を借りて、困窮のものに貸し與へつるゆへ、諸人歸伏しぬるといふ、さあらば、某の村の民共へ、大金を借置、返すべきといへども、受ざる事、徒黨の志と見ゆ、此二ヶ條申披べしとありければ、此儀誤りて候、今さら申開きこれなく候と申せしと、巷談にありし、夏の頃、江戸中引廻し斬罪、見付の宿に梟首せられぬ、同類の中六人同罪、奴僕一人遠島せしとかや、